

平成25年3月29日

宗教法人花豊寺  
代表役員 花澤 良輝 殿  
株式会社北の杜御廟  
代表取締役 米子 保則 殿

公益社団法人 全国消費生活相談員協会  
理事長 丹野美絵子



### ご 連 絡

当協会の平成24年12月18日付連絡書に対し、貴法人らより平成25年3月9日付「回答書」及び改定されました「宗教法人花豊寺納骨堂使用規定」、「宗教法人花豊寺納骨堂納骨域（北の杜御廟）仮押さえ申請書」、「永代使用申込書」、「墓石建立申込書」（以下合わせて「本件改定書面」といいます）をいただきました。上記回答書及び本件改定書面を検討するに、当協会が消費者契約法第9条1項、第10条に抵触すると指摘していた部分及び不明確な内容であるとして改定を求めていた部分について、一定の改定が行われたことを確認しました。また、貴法人らからも本件改定書面にて諸問題が解決されるのであれば、今後、本件改定書面にて契約を行っていく旨の回答がなされました。

以上の経緯を踏まえ、当協会としては、貴法人らの「宗教法人花豊寺納骨堂使用規定」、「永代使用申込書」及び「墓石建立申込書」に関する諸問題は、一応は解消されたものとして、今般の使用差し止め及び改善・是正を求める申し入れに関しては、一旦処理を終結することといたします。なお、今後も、貴法人らの使用規定等や実際の運用については引き続き関心を持って注視いたしますので、その旨ご了承下さい。

なお、従前よりお知らせしておりますとおり、貴法人らのご対応を含む本件の一連の経過について、消費者契約法第27条に定める消費者に対する情報提供の一環として、当協会において公表することも併せて申し添えます。

（本件に関する連絡先）

公益社団法人 全国消費生活相談員協会 消費者団体訴訟室  
〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2丁目3番5号  
グランドメゾン日本橋堀留101号  
TEL: 03-5614-0543  
FAX: 03-5614-0743